3　金融庁長官は、法第八十一条又は第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令をした資金清算機関から第一項の認可の申請があった場合においては、当該資金清算機関に対し、同項の認可をしてはならない。これらの命令をすること又は同条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消すことが必要であると認める資金清算機関から第一項の認可の申請があった場合も、同様とする。

（業務方法書に基づく規則の届出）

第十五条　資金清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（標準処理期間）

第十六条　内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第六十九条第一項ただし書の承認又は法第七十六条若しくは第八十三条の認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第六十四条第一項の免許に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

別紙様式（第13条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

資金清算業に関する報告書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

商号又は名称

代表者の氏名　印

年　月　日から　年　月　日までの資金清算業に関する状況を次のとおり報告します。

目　次

1　事業の概要
2　営業所又は事務所の増減
3　取締役等及び職員の増減
4　資金清算業の状況
5　清算参加者の債務の履行の確保に関する状況
6　資金清算業の継続的遂行の確保に関する状況
7　資金清算業以外の業務に関する状況
8　資金清算業の委託に関する状況
9　その他特記事項

（第２面）

1．事業の概要

2．営業所又は事務所の増減

区　分	前　期　末	当　期　末	増減（△）
営業所又は事務所			
計			

3．取締役等及び職員の増減

区　分		前　期　末	当　期　末	増減（△）
取締役等	取締役又は理事	うち非常勤（　　）	うち非常勤（　　）	
	会計参与			
	監査役又は監事	うち非常勤（　　）	うち非常勤（　　）	
	執行役			
	計			
職員	事務系			
	庶務系			
	計			
合　計				

（記載上の注意）

1．「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2．会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3．「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4．職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

（第３面）

4．資金清算業の状況

⑴　概況

⑵　報告対象期間における清算参加者数及び店舗数（月ごとに）

⑶　報告対象期間における総取扱件数（件／月ごとに）及び総取扱金額（円／月ごとに）

（記載上の注意）

報告対象期間における総取扱件数及び総取扱金額については、種類別に区分して記載すること。